

(別記様式第4号)

規制の事前評価書(要旨)

| | | |
|-----------------------|--|--|
| 規制の名称 | 病気の症状に関する質問票への虚偽記載等の禁止 | |
| 担当部局 | 警察庁交通局運転免許課 | |
| 評価実施時期 | 平成25年3月 | |
| 規制の目的、内容及び必要性 | <p>現在、運転免許(以下「免許」という。)の取得や運転免許証(以下「免許証」という。)の更新をしようとする際に提出する申請書の様式の中には、自己の病気の症状等に関する申告を求める記載欄が設けられている。</p> <p>しかしながら、免許の拒否事由等とされている一定の病気等に該当しているか否かは外見上明らかでなく、また、運転免許試験においても判別することは困難であることから、申請手続の段階では当該申告の真否を確認することができない状態となっている。</p> <p>自己の病気の症状等に関する申告が正しくなされない場合には、不当に臨時適性検査を免れ、運転適性を備えていない者に対しても免許が付与されることとなり、結果的に重大事故が発生してしまうおそれがあるため、そのような交通事故を未然に防止するため、病気の症状に関する質問票への虚偽記載等を禁止する必要がある。</p> <p>そこで、免許を受けようとする者等が、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)から交付を受けた病気の症状に関する質問票等に虚偽の記載をして提出する行為について罰則を設けることとする。</p> | |
| | 法令の名称・関連条項とその内容 | 現行の道路交通法(昭和35年法律第105号、以下「法」という。)第89条(免許の申請等)、第90条(免許の拒否等)、第101条(免許証の更新及び定期検査)、第102条(臨時適性検査)及び第103条(免許の取消し、停止等) |
| 想定される代替案 | 免許を受けようとする者等に対して、病気の症状に関する質問票等に虚偽の記載をしないよう任意の協力を求めることとする。 | |
| 規制の費用 | 各要素の費用 | 代替案の場合 |
| (遵守費用) | 免許を受けようとする者等は病気の症状に関する質問票等について虚偽の記載をしないよう法的義務が課されることとなるが、金銭的負担が生じるものではなく、また、現行制度においても、免許申請書等の病状等申告欄において、病気の症状に関する申告が求められていることから、新たな遵守費用はほとんど生じない。 | 免許を受けようとする者等は法的義務を課されるものではないため、遵守費用は想定できない。 |
| (行政費用) | 公安委員会に免許を受けようとする者等に対して質問票を交付する事務等が発生するが、既存の免許申請の受理等の手続と一連の体系をなすものであり、新たな行政費用はほとんど生じない。 | 公安委員会に免許を受けようとする者等に対する質問票を交付する事務、虚偽の記載をしないよう協力を求める事務等が発生するが、既存の免許申請の受理等の手続と一連の体系をなすものであり、新たな行政費用はほとんど生じない。 |
| (その他の社会的費用) | 新たな社会的費用は想定されない。 | 新たな社会的費用は想定されない。 |
| 規制の便益 | 各要素の便益 | 代替案の場合 |
| | 病気の症状に関する質問票等への記載を臨時適性検査の端緒として活用し、運転適性を備えていない一定の病気等に該当する者を道路交通の場から排除することにより、一定の病気等に起因する交通事故を未然に防ぐことが可能となる。 | 一定の病気等に該当する者にとって、病気の症状に関して正しい記載をすることは、免許の拒否や取消し等につながり日常生活に支障を生じるおそれのある行為であることから、任意に正しい記載を求めるのみでは、一定の病気等に該当する者が正しい記載をすることを期待できないため、一定の病気等に起因する交通事故を未然に防ぐことは困難となる。 |
| 政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等) | 改正案の費用と便益を比較すると、新たな費用はほとんど生じないところであり、便益の点では、病気の症状に関する質問票等への記載を臨時適性検査の端緒として活用し、運転適性を備えていない一定の病気等に該当する者を道路交通の場から排除することにより、一定の病気等に起因する交通事故を未然に防ぐ効果が期待できるところであり、費用以上の便益があるものと評価することができる。 <p>また、改正案と代替案を比較すると、費用の点では、両者ともほとんど差がないのに対し、便益の点では、一定の病気等に起因する交通事故を未然に防ぐ効果が期待される改正案は、代替案よりも便益が大きいといえる。したがって、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価することができる。</p> | |
| 有識者の見解その他関連事項 | 平成24年6月から10月にかけて「一定の病気等に係る運転免許制度の在り方に関する有識者検討会」(座長:藤原静雄中央大学法科大学院教授)において、一定の症状等に係る運転免許制度の在り方に関して幅広く検討が行われ、平成24年10月に提言が取りまとめられたところ、同提言において、本規制を導入するべきである旨の言及がなされている。 | |
| レビューを行う時期又は条件 | 改正法の施行後、規制の適用状況、免許申請時における病気の症状に関する回答の状況等を勘案し、本規制によってもなお病気の症状に関する正確な申告を担保することが困難な情勢に至った場合等必要と認められる時期にレビューを行う。 | |
| 備考 | | |